

## 木島平村有料広告掲載の取り扱いに関する要綱

木島平村有料広告掲載の取り扱いに関する要綱を次のとおり制定する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、木島平村（以下「村」という。）の財産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 村の財産への広告掲載は、民間企業等との協働により村の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する村の財産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 村が作成する広報紙

イ 村が管理するWEBサイト

ウ その他広告媒体として活用できるもので村長が別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を有料で掲載又は掲出することをいう。

(掲載できる団体等)

第4条 広告を掲載することができる団体等（以下「広告主」という。）は、次のとおりとする。

(1) 法人その他の団体及び事業を営む個人で、村内に事業所等を有するもの

(2) 前号のほか村長が特に認めるもの

2 広告を掲載する優先順位は、前項各号の順序とする。

(広告掲載の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告（第3条第1号のイに掲載する広告にあっては、当該広告から直接接続できるWEBサイトの内容を含む。）は、広告媒体に掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 村の公共性、中立性又は品位を損なうもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (6) 青少年の健全な育成を阻害するもの
- (7) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 村税その他村長が別に定める税及び料金等を滞納している者の申請に係るもの
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として村長が不相当と認めるもの

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、申込み方法、広告料及び選定方法等については、広告媒体ごとに村長が別に定める。

(広告に関する責任等)

第7条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第8条 村長は、広告掲載が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。

(1) 広告主がこの要綱又は広告媒体ごとに定める事項に違反したとき。

(2) その他村長が広告掲載の運営に支障があると認めるとき。

(広告料等の還付)

第9条 前条の規定による取り消しがあった場合において、既に納付された広告料その他の料金は、還付しない。ただし、村の責めに帰すべき事由により広告の掲載ができなかった場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きに規定する事由により広告の掲載ができなかった場合の還付額は、村と広告主が協議して決定する。

(会議)

第10条 第5条に規定する広告の規格等及び広告媒体への広告掲載の可否について審査するため、木島平村広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は副村長を、委員は総合政策課長、総務管理課長、健康福祉

課長、産業振興課長、環境整備課長、生涯学習課長、子ども課長、会計管理者及び議会事務局長をもって充てる。

- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、総合政策課長がその職務を代理する。
- 6 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。
- 7 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 8 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 9 前2項の規定にかかわらず、委員長は必要に応じ持ち回りにより審査させることができる。
- 10 委員長は、審査に必要があると認める者を委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 11 委員会の庶務は、総合政策課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。